

『介護予防・生活支援サービス事業』重要事項説明書

～訪問型サービス～

当事業所は介護保険の指定を受けています。
徳島県指定第3671000085号

当事業所は利用者に対して訪問型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方、または介護予防・生活支援サービス事業対象者と判断された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 訪問型サービスの利用に関する留意事項	5
6. 緊急時の対応方法について	6
7. 事故発生時の対応について	6
8. 苦情の受付について	6
9. 個人情報について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 勝寿会
- (2) 法人所在地 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1
- (3) 電話番号 0885-42-3700
- (4) 代表者氏名 理事長 庄野 光昭
- (5) 設立年月日 平成3年3月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
平成24年6月1日指定 徳島県第3671000085号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所名称及び所在地 特別養護老人ホーム喜楽苑（指定訪問介護事業所）
徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国10番1
- (4) 電話番号 0885-42-3700
- (5) 事業所長（管理者）氏名 副施設長 前川 孝祥
- (6) 当事業所の運営方針
 - 1. 最新の介護知識と介護技術を活用し、提供するサービスは、社会公共性をベースに公正な立場から利用者の尊厳を守り、地域社会から厚い信頼を受けられるように努める。
 - 2. 人材の育成に力点を置き、積極的な姿勢で研修に参加し資質の向上に努める。
 - 3. 健全かつ活力ある経営に努め、財政基盤の安定化を図る。
 - 4. 施設の和はもとより地域社会活動にも積極的に参加し、地域社会の人々と正しい人間関係を樹立できるよう努める。
- (7) 開設（サービス開始）年月日
訪問介護 平成24年6月1日
- (8) 事業者が行っている他の業務
当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。
 - 【通所介護】 平成12年3月17日指定 徳島県第3671000010号
平成24年1月 1日指定 徳島県第3671000085号
 - 【短期入所生活介護】 平成12年3月17日指定 徳島県第3671000010号
 - 【介護老人福祉施設】 平成12年3月17日指定 徳島県第3671000010号
 - 【居宅介護支援事業】 平成24年6月 1日指定 徳島県第3671000085号
- (9) 通常の事業の実施地域 勝浦町

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（但し1月1日除く）
受付時間	月～金 8：30～17：30
サービス提供時間帯	毎日 8：00～18：00

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種		常勤	非常勤	指定基準	職務内容
1. 事業所長（管理者）		1		1	運営管理
2. サービス提供責任者 （介護福祉士）		1 以上		1	サービス管理 サービス提供
3. 訪問介護員	介護福祉士	1 以上	1 以上	2.5	サービス提供
	1 級課程修了者		0		
	2 級課程修了者		0		

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

また、それぞれのサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。（料金については、別紙1 料金表を参照）

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

自己負担額は介護保険負担割合に応じ、1割から3割の額となります。

＜サービスの概要＞

○身体介護

入浴、排せつ、食事等の介護を行います

○生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物等日常生活上の世話をします。

①身体介護

○入浴介助

…入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

- 食事介助
…食事の介助を行います。
- 体位変換
…体位の変換を行います。
- 通院介助
…通院の介助を行います。
- ②生活援助
- 調理
…利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯
…利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除
…利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物
…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた個別サービス計画に定められます。

（２）その他介護給付サービス加算（契約書第４条参照）＊

加算	加算要件
初回加算	新規利用者に対しサービス提供責任者が訪問した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善計画書を作成し職員に対して計画内容の周知を行った上で勝浦町に提出した場合※（注１）

（注１）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

②複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき １０円

③交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第９条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２０日までにお支払い下さい。

ア. 指定する金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：郵便局・J A東とくしま・阿波銀行・徳島大正銀行

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更する場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。
- キャンセル料について、利用料が月単位の定額制の為、キャンセル料は不要とします。
- サービス利用の変更の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. 訪問型サービスの利用に関する留意事項

① サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

② 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

ア. 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

イ. 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

③ サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

ア. 定められた業務以外の禁止

訪問型サービスの利用にあたり、契約者は「サービスの概要（3頁）」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

イ. 訪問型サービスの実施に関する指示・命令

訪問型サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業所は介護訪問型サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

訪問型サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

⑤ 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問型サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為又は医療補助行為
- ②利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問型サービスの提供
- ④利用者宅での飲酒及び喫煙
- ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

⑥感染症や災害への対応力強化

- 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます（※令和6年3月末までの経過措置期間を設けます）
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めます。

⑦高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。（※令和6年3月末までの経過措置期間を設けます）

⑧ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

6. 緊急時の対応方法について

事業所は、利用者の病状の急変など緊急の事態が発生した場合、医師やご家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

7. 事故発生時の対応について

事業所は、サービスの提供に際して事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・当該利用者に係る地域包括支援センター等に早急に連絡を行うと共に、その他適切な処置を迅速に行います。

8. 苦情の受付について（契約書第26条）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

訪問型サービス（第1号訪問事業） 【職名】 サービス提供責任者 片山 雅子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○電話番号 0885-42-3700

また、苦情受付ボックスを特別養護老人ホーム喜楽苑に設置しています。

（2）行政機関の苦情受付機関

勝浦町役場 介護保険担当課	所在地 〒771-4305 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 電話番号 0885-42-1502
------------------	--

		受付時間 9:00～17:00
	国民健康保険 団体連合会	所在地 〒771-0135 徳島市川内町平石字若松78-1 電話番号 088-665-7205 受付時間 9:00～17:00

9. 個人情報について（契約書第14条）

地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者及び利用者等の個人情報を用いることがあります。

個人情報等の使用に ☐ 同意します ☐ 同意しません

令和 年 月 日

事業所はサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム喜楽苑（指定訪問介護）

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 片山 雅子

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者住所

氏名

利用者住所 勝浦郡勝浦町大字

氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

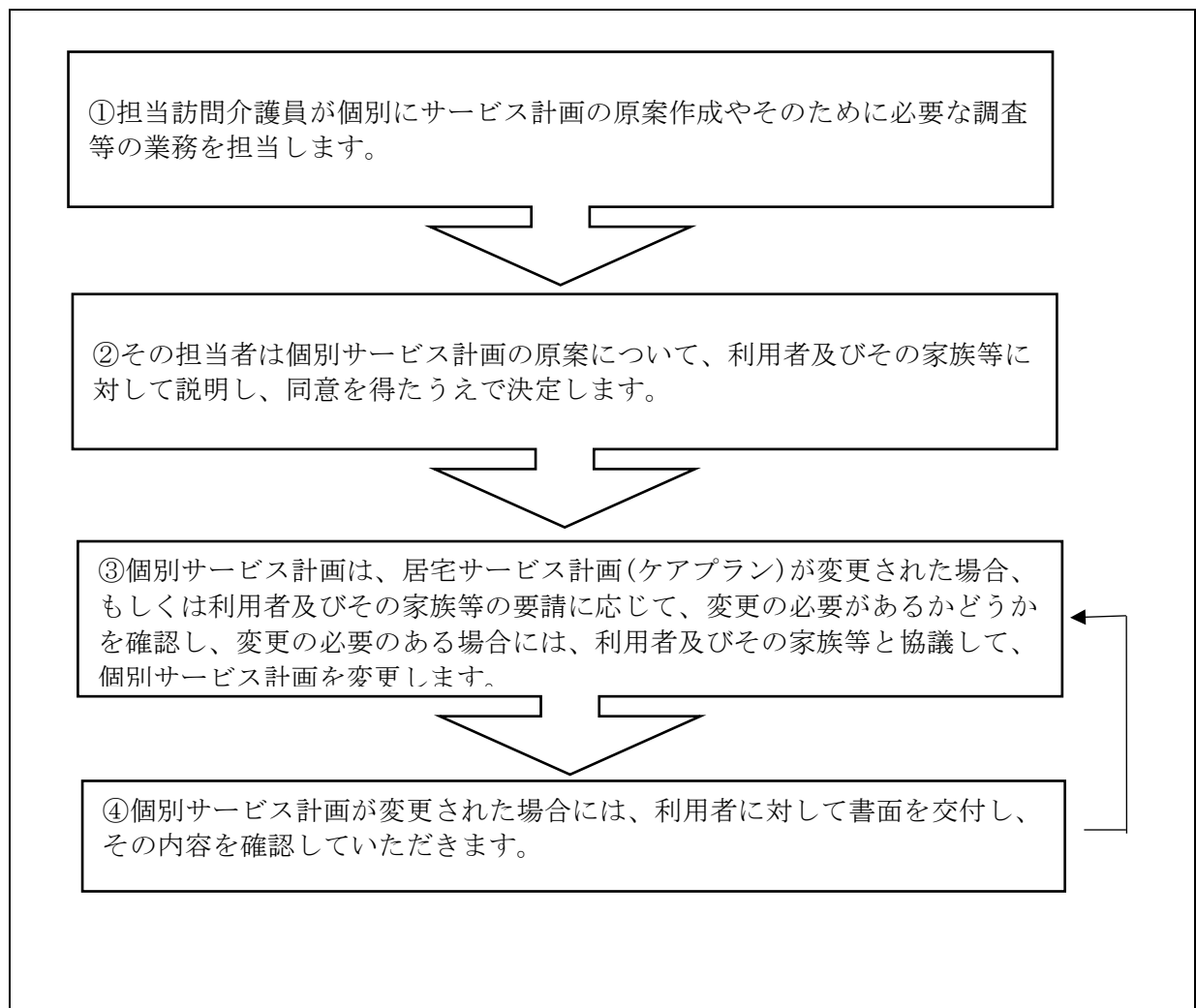
<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 5434.40㎡
- (3) 事業所の周辺環境
田園地帯の静かな場所にあり、勝浦町立勝浦病院に隣接しています。
交通手段：徳島市（県庁）より車で30分。
徳島バス勝浦線 勝浦病院前バス停下車徒歩3分

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1)利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、介護予防サービス計画、または、介護予防ケアマネジメント(以下「ケアプラン」という。)がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する予防訪問介護計画(以下、「個別サービス計画」という。)に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)



(2)利用者に係るケアプランが作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。
①事業対象者・要支援認定を受けている場合

○介護予防支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
○個別サービス計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払いー契約書第9条第1項参照)



ケアプランの作成



○作成されたケアプランに沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②事業対象者・要支援認定を受けていない場合

○要支援認定の申請に必要な支援を行います。
○個別サービス計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払いー契約書第9条第1項参照)

要支援と認定された場合
介護予防・生活支援サービス事業対象者と判断された場合

ケアプランを作成して頂き、必要に応じて介護予防支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

ケアプランの作成

本事業所の個別サービス計画がケアプランに位置づけられた場合には、サービスについて料金やサービスの内容をご説明し、同意いただけた場合にはサービスの提供について改めて契約を締結します。
作成されたケアプランに沿って、個別サービス計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

要介護と認定された場合

本契約は終了します。
居宅介護支援事業者への紹介を行います

ケアプランの作成

作成されたケアプランに沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

契約は終了します。
既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

3. サービス提供における事業者の義務(契約書第13条、第14条参照)

当事業所は利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命は身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第13条、第14条に規定される義務を負います。当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむ得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスの提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

4. 損害賠償について(契約書第16条、第17条参照)

当事業所において事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から認定有効期間、又は事業対象満了日の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第19条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要支援認定により利用者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照ください。)

(1)利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第20条、第21条)

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規の変更同意できない場合
- ③利用者が入院された場合(一部解約はできません)
- ④利用者のケアプランが変更された場合(一部解約はできません)
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問型サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第22条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の一部が解約又は解除された場合(契約書第23条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスにかかわる条件はその効力を失います。

(4)契約終了に伴う援助(契約書第19条参照)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。